



# 令和7年8月豪雨に係る 被災中小企業者再建支援補助金の概要

〔 令和7年12月23日時点の内容であり、今後、変わることもありますのであらかじめご了承ください。  
詳細は、各地域における説明会(14ページ参照)、県ホームページ、商工団体等を通じてお知らせします。 〕

熊本県商工労働部商工振興金融課

## 目次

1	補助制度の概要	2
2	補助対象経費	9
3	その他、留意点	13
4	各地域における説明会の開催	14

## ①目的

令和7年8月豪雨により被災した**事業用の施設及び設備の復旧に要する経費の一部を国と県が支援**することにより、事業の再建を後押しするとともに、被災地域の速やかな復興の実現を目指すことを目的とします。

**自らが所有している施設・設備を復旧するための補助金です。**

- 被災したことの証明（市町村が発行する**被災証明書**等）が必要です。
- 原則、**施設は登記、設備は資産計上**されているものに限り、補助対象となります。
- 復旧は**修理（修繕）が原則**です。ただし、設備が修理不能と認められる場合は入替、施設が「全壊」または「大規模半壊」と判定された場合は建替が可能です。
- 従前よりも、**規模を拡張した施設への建替、高機能・高性能の設備への入替も可能**ですが、原状回復のために必要な経費（修理費または同等設備への入替費・同等建物への建替費）が補助上限となります。

## ②補助対象者

# 熊本県内に事業所を有する中小企業者

補助対象 ※1	中小企業者 (中小企業支援法第2条第1項に規定する者。ただし、土業法人を含み、みなし大企業 <sup>※3</sup> を除く)	会社 又は 個人	業種	定義 (A、Bのいずれかを満たせばよい)								
				A 資本金の額 (出資の総額)	B 常時使用する 従業員の数	小規模事業者 <sup>※2</sup>						
製造業、建設業、運輸業その他の業種 <small>ゴム製品製造業(自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)</small>				3億円以下	300人以下	20人以下 (下記以外)  5人以下 (宿泊業・娯楽業を除く 商業又はサービス業)						
卸売業					900人以下							
サービス業 <small>ソフトウェア業又は情報処理サービス業</small>				1億円以下	100人以下							
宿泊業				5,000万円以下	100人以下							
旅館業				3億円以下	200人以下							
小売業					50人以下							
中小企業団体 (中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項に規定する者)				事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会								
特別の法律によって設立された組合又はその連合会 (構成員たる事業者の2/3以上が中小企業者に該当する者)				商店街振興組合、商店街振興組合連合会など								
商工会、都道府県商工会連合会、商工会議所、都道府県中小企業団体中央会												
補助対象外	上記の中小企業者の定義に当てはまらない会社または個人、みなし大企業 <sup>※3</sup> に該当する中小企業者、農林水産事業者(一次産業を営む事業者) <sup>※4</sup> 、一般財団法人、公益財団法人、一般社団法人、公益社団法人、医療法人、特定非営利活動法人、社会福祉法人、学校法人、信用金庫、法人格を有さない任意団体、風俗営業法第2条第5項に該当する性風俗関連特殊営業を営む者、宗教法人、地方自治体、熊本県税に未納がある者、熊本県暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員等又は暴力団密接関係者											

※1 「地方公共団体による小規模事業者等支援推進事業費補助金交付要綱」第2条及び第4条の規定による

※2 「地方公共団体による小規模事業者等支援推進事業費補助金交付要綱」第2条第1項の規定により、中小企業基本法第2条第5項及び小規模事業者支援法第2条第3項に規定する者

※3 次の①～③に該当する中小企業者(=みなし大企業)は補助対象外

① 一つの大企業が発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有又は出資している事業者

② 複数の大企業が発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資している事業者

③ 役員の半数以上を大企業の役員又は社員が兼務している事業者

※4 農林水産事業者が加工業や販売業を行っている場合は、加工業や販売業用の施設・設備の復旧に要する経費は補助対象

### ③補助対象経費

被災した事業用の施設及び設備の復旧に要する費用※

※ 令和7年8月豪雨災害により、被災した施設・設備に係る保険金や共済金等の受取がある場合、復旧に要する費用から保険金等を控除した金額が、補助対象経費となります。

### ④補助金額

補助対象経費 × 補助率 **3/4** = 補助金額 (千円未満切り捨て)

復旧に要する経費(A)			
補助対象外 経費(B) (消費税等)	保険金等 受領額(C)	補助対象経費(A-B-C)	
		国 1/2	県 1/4 事業者 1/4
自己負担	補助金 3/4		自己負担

### ⑤補助金上限額

1事業者につき**3億円**

## ⑥要件

(1)(2)とも、補助事業完了時点で確認します。

### (1) 事業継続計画の策定

「事業継続計画(BCP)」※を策定してください。

※ 事業者の皆様がB C Pの策定に容易に取り組むことができるよう、**県からB C Pのフォーマットをお示します。**

なお、事業者が独自で策定するB C P、国が認定する事業継続力強化計画でも構いません。

### (2) 損害保険への加入

補助対象となる施設や設備に対し、**付保割合30%以上の「自然災害(風水害を含む)による損害を補償する保険・共済」に加入**※してください。

※ 小規模事業者は、加入推奨とします。

<小規模事業者の定義>

製造業、建設業、運輸業その他	従業者20人以下
卸売業、小売業、サービス業	従業者 5人以下
宿泊業、娯楽業	従業者20人以下



今回のような補助金は、今後すべての災害に措置されるとは限りません。  
平時から、自助による災害への備えをお願いします。

## ⑦申請受付期間

令和8年1月下旬(予定)に申請受付を開始 (終期は未定)

## ⑧補助対象期間

交付決定日以降※に発生した経費が対象 (終期は未定)

※特例として、**発災日(令和7年8月10日)**以降であれば交付決定の前に復旧した経費も補助対象となります (写真や書類等により被害状況の確認ができる場合に限ります)。

## ⑨申請方法

「被災中小企業者補助金受付センター※」(仮称)に**郵送**又は**持参**にてご提出ください。

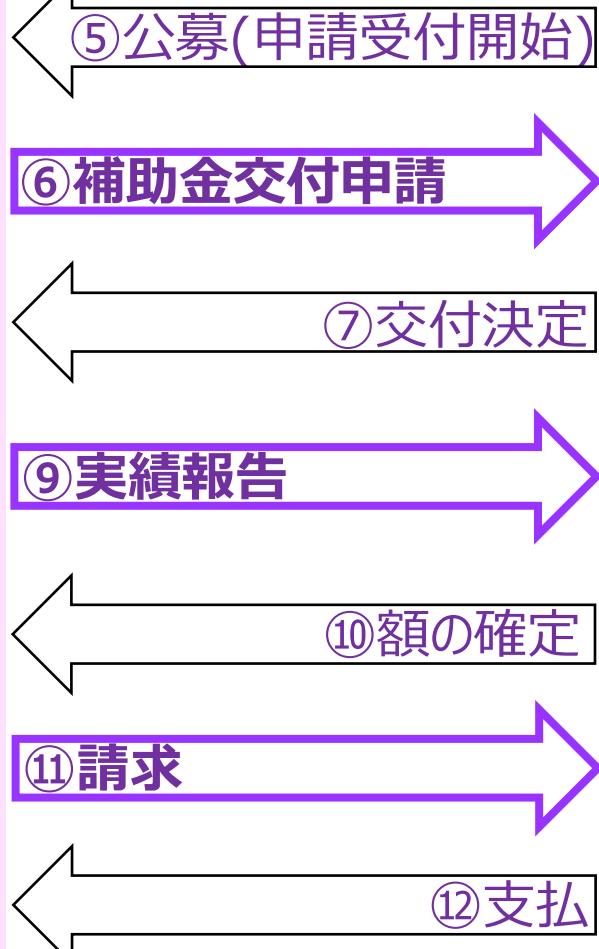
※令和8年1月下旬に設置予定

## ⑩全体の流れ

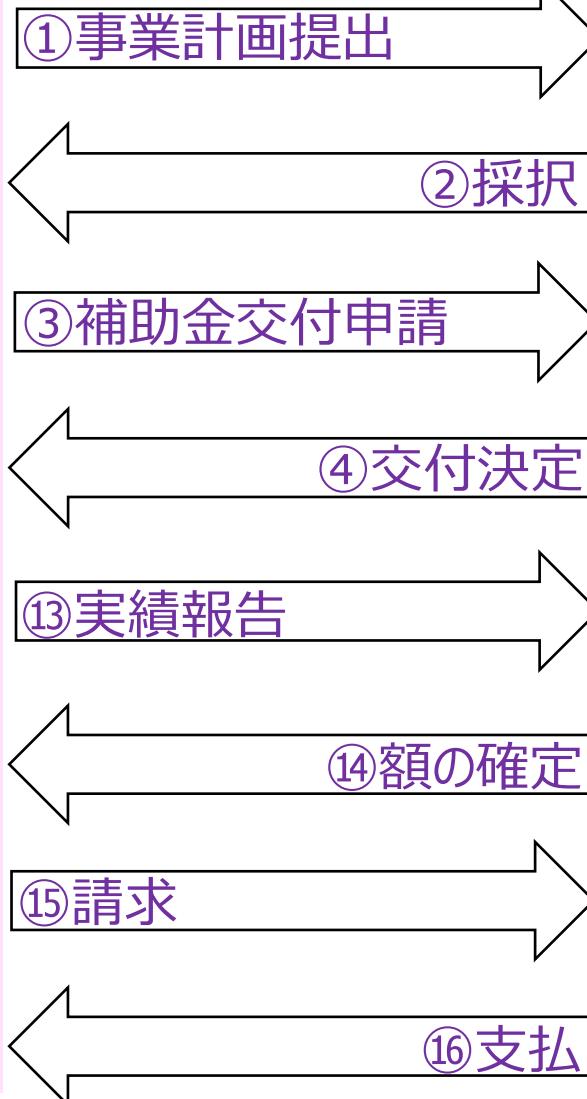
※⑧は、⑦より後でなくても、発災日(R7.8.10)以降であればよい（補助金交付決定前の事前着手が可能）

# 被災中小企業者

※⑧補助事業（復旧）の着手・完了



# 熊本県



国

## ⑪交付申請に必要な主な書類

### 共 通

共 通	施設の復旧	設備の復旧
① 交付申請書※	⑬ 建物の登記事項証明書	⑯ 固定資産台帳または償却資産台帳
② 補助事業計画書※	⑭ 復旧(修繕または建替)の見積書	⑯ 復旧(修繕または入替)の見積書
③ <b>履歴事項全部証明書</b> [法人]、 <b>住民票</b> [個人]	⑮ 平面図・立面図等の図面	⑰ 設備の配置図
④ <b>貸借対照表及び損益計算書</b> [法人]、 <b>確定申告書</b> [個人]	⑯ 補助対象施設の利用状況表※	⑱ カタログ、仕様書
⑤ 役員名簿※	⑰ 按分計算書※(按分が必要な場合)	⑲ 修理不能申告書※(入替の場合)
⑥ <b>被災(罹災)証明書</b>		⑳ 車検証(車両を復旧する場合)
⑦ 被害状況が分かる写真		㉑ 永久抹消登録証明書 (車両を復旧する場合、かつ入替の場合)
⑧ <b>熊本県税に未納がないことの証明書</b> (納税証明書: 28号様式)	<p>＜留意事項＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本的なケースにおける例示です。申請内容に応じ、ここに記載のない書類を求める場合があります。</li> <li>・ ※の書類は、県から様式をお示します。</li> <li>・ 従前よりも、規模を拡張した施設への建替、高機能・高性能の設備への入替を行う場合は、原状回復（修理費または同等設備への入替費・同等建物への建替費）に係る見積書も必要となります。</li> </ul>	
⑨ 誓約書※		
⑩ 保険・共済加入の同意書※		
⑪ 復旧場所を示す地図		
⑫ 保険(共済)金の受領を証する書類		

## ①範囲

区分	対象となるもの	対象とならないもの
① 施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事業用の施設(店舗、事務所、工場、倉庫等の建物)※<sup>1</sup>を復旧するための修繕費または建替費(建築・購入)※<sup>2</sup></li> </ul> <p>※<sup>1</sup> 原則、登記されている施設に限ります。</p> <p>※<sup>2</sup> 修繕が原則ですが、「全壊」または「大規模半壊」と判定された場合は建替による復旧が可能です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○住宅用建物(アパート・マンション等の賃貸物件を含む)や福利厚生施設(社員寮、休憩所等)※</li> </ul> <p>※ 事業用部分と一体となっている場合(店舗兼住居等)は、面積按分により事業用部分のみ補助対象とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○土地の測量や造成、地盤改良に係る費用 など</li> </ul>
② 設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事業用の設備(機械装置、工具、車両等)※<sup>1</sup>を復旧するための修理費または入替費(購入)※<sup>2</sup></li> </ul> <p>※<sup>1</sup> 原則、資産計上されている設備に限ります。</p> <p>※<sup>2</sup> 修理が原則ですが、修理不能と認められる場合は、入替による復旧が可能です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○賃貸目的の設備(レンタカー等)</li> <li>○汎用性があり、目的外使用になり得るもの(テーブル・イス等の備品、食器・調理器具、書類棚・食器棚・陳列棚等の什器)</li> <li>○商品、在庫、仕掛品、原材料</li> <li>○消耗品(文房具、事務用品等)</li> <li>○ソフトウェア等の無形資産 など</li> </ul>
①② 共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>○施設や設備の復旧と一体で行われる付随費用※(処分費、撤去費、据付費、運搬費等)</li> </ul> <p>※ 単独で行われるものは対象外</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○被害を立証する書類が提出されないもの</li> <li>○令和7年8月豪雨に起因せず使用不能となったもの</li> <li>○発災前から使用されていなかったもの(空き店舗等)</li> <li>○租税公課、保険料、保守費用</li> <li>○水害に伴う清掃・消毒費</li> <li>○官公庁への手続きに係る費用(各種申請・許認可等の手数料、申請代行に係る費用)</li> <li>○自社で復旧する場合の人件費 など</li> </ul>

## ②登記・資産計上されていない場合

- 登記されていない施設や資産計上されていない設備であっても、次に掲げる書類等により、被災前に所有していたこと及び事業用に用いていたことを証明できれば、**補助の対象となる場合があります。**

### 【施設】

- **固定資産課税台帳証明書や名寄帳など**

### 【設備】

- **売買契約書や購入業者・メンテナンス業者からの証明など**  
(第三者により客観的に証明ができるもの)

- 登記や資産計上されていない施設・設備がある場合は、個別にご相談ください。

### ③車両の取扱い

- 被災時に**申請者が所有し、事業用のみ※に使用**していた車両が補助対象です。

※ レンタカーなど使用者が不特定多数の場合は、事業用のみの用途とは認められないため、補助対象外です。

#### 【所有】

- ・**車検証**で所有者を確認します。

#### 【事業用のみに使用】

- ・**事業用のみで資産計上**されており、かつ、次の要件を**複合的に確認**します。
  - ✓ 車体に企業名や屋号等が明示されていること（外観写真等）
  - ✓ 事業の用に供していたことを証すること（運行日誌や業務日報等）
  - ✓ 任意保険の使用目的が「事業用」となっていること（自動車保険証券等）など

- 車両の**入替(購入)により復旧する場合**は、被災車両は**廃車(永久抹消)**にする**必要があります**。

なお、**中古市場に出回るもの(下取り)**は、修理可能と判断されるため、仮に、「修理不能申告書」の提出があったとしても、**入替による復旧は認められません**。

- カーナビやE T C、ドライブレコーダー等の**装備品**は、被災車両に装備されている**ことが確認できない場合は補助対象外**となります。

## ④賃貸物件・リース品の取扱い

- 賃貸物件(施設)やリース品(設備)が、**店子または使用者の事業継続に必要不可欠**な場合は、補助対象となります。
  - ※ アパートやマンションなど、入居者が事業を行う施設ではない賃貸物件は対象外です
  - ※ 一般消費者向けの有償レンタルを目的とした設備・車両（レンタカー等）は対象外です
- 賃貸物件やリース品の復旧を申請する場合は、**賃貸借契約書やリース契約書の提出**が必要です。
- 原則、施設・設備の所有者である、**大家またはリース会社が申請者**となります。
  - ※ 大家・リース会社が修理の意思がないなど、店子・使用者の責めに帰さない特段の事情・理由があれば、店子・使用者が申請者となることができる場合がありますので、個別にご相談ください。

### 3 その他、留意点

#### ①見積書の取得

- 1 件当たりの工事費(修繕、購入等) が100万円(税込)以上となる場合は、**2者以上から取得**してください。
- 既に復旧を終えている場合など、**やむを得ない理由により複数者からの取得が困難**な場合は、書面※の提出により、**1者見積もりでも可**とします。

※ 様式は県からお示します

#### ②財産処分

本補助金で復旧した施設及び設備※<sup>1</sup>は、「**処分制限財産**」に該当します。一定の期間※<sup>2</sup>、別の目的で使用したり、譲渡、貸付、取壊し、廃棄、担保権設定、事業中止等の**処分を行う場合は、事前に県の承認が必要**です。  
その際、補助金相当分を返還いただく場合があります。

※<sup>1</sup> 設備は、取得価格または効用の増加額が50万円以上の場合のみ

※<sup>2</sup> 例) 木造店舗22年、食料品製造業用設備10年、貨物自動車5年 等

# 各地域における説明会の開催

期日	地域	会場
令和8年 1月19日(月)	<2部制> ①10:00～ ②14:00～	熊本 熊本城ホール 大会議室 (熊本市中央区桜町3-40)
1月20日(火)		上天草 松島観光ホテル岬亭 多目的ホール (上天草市松島町合津4710-2)
1月21日(水)		玉名 玉名市民会館会議棟 第1会議室 (玉名市岩崎152-2)
1月22日(木)		上益城 甲佐町生涯学習センター ホール (上益城郡甲佐町豊内719-4)
1月23日(金)		八代 桜十字ホールやつしろ 市民ホール (八代市新町4-5-20)
1月26日(月)		宇城 美里町中央公民館 大集会室 (下益城郡美里町馬場6)
1月27日(火)		天草 天草市民センター 大会議室 (天草市東町3)
1月28日(水)		上天草 松島観光ホテル岬亭 多目的ホール (上天草市松島町合津4710-2)

※事業所の所在地に関わらず、ご都合の良い会場にお越しください。

# 令和7年8月10日からの大雨の影響を受ける 中小企業者の皆様へ

熊本県では、令和7年8月10日からの大雨の影響を受ける中小・小規模事業者（個人事業主を含む。）の皆様に対し、熊本県独自の融資制度「金融円滑化特別資金（令和7年8月大雨枠）」による資金繰り支援を実施します。

## 熊本県融資制度「金融円滑化特別資金（令和7年8月大雨枠）」による支援

対象者	次の(1)又は(2)に該当する者 (1)令和7年8月10日からの大雨による被害の影響を受けた中小企業者で、市町村長の発行する罹災証明書又は被災証明書を有している者 (2)次の①又は②のいずれかに該当する者 ①令和7年8月10日からの大雨の影響を受け、申込日から1年以内の連続する3か月間の平均売上高、平均売上総利益率又は平均営業利益率（以下、「平均売上高等」という。）が、前年同期の平均売上高等に比して減少している者 ②令和7年8月10日からの大雨の影響を受け、今後3か月間の平均売上高等が前年同期の平均売上高等に比して減少する見込みの者
融資限度額	1企業 8,000万円 1組合 1億円
融資期間	1年以上10年以内（据置期間2年以内）
融資利率	2年以内 年1.50%以内 3年以内 年1.70%以内 5年以内 年1.85%以内 7年以内 年2.00%以内 7年超 年2.20%以内
保証料率	0.00% ※県補助後
担保	必要に応じて徴求
保証人	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要
申込先	取扱金融機関、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会

※対象者(2)の申込みにあたっては、「平均売上高等減少理由書」に、令和7年8月10日からの大雨の影響で平均売上高等が減少している又は減少する見込みであることについての記載が必要です。

### 【取扱金融機関】

肥後銀行、熊本銀行、熊本信用金庫、熊本第一信用金庫、熊本中央信用金庫、天草信用金庫、熊本県信用組合及び熊本県医師信用組合の本支店、並びに商工組合中央金庫、みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、福岡銀行、西日本シティ銀行、鹿児島銀行、南日本銀行、長崎銀行、北九州銀行、豊和銀行、横浜幸銀信用組合、大分銀行、十八親和銀行、宮崎銀行及び朝銀西信用組合の県内各支店

### 【お問い合わせ窓口】

熊本県 商工労働部 商工雇用創生局 商工振興金融課（TEL 096-333-2314）  
制度の詳細は、県ホームページからご確認いただけます。

（<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/61/50733.html>）

